

施設予約システム再構築の概要

1. システム再構築の目的

○ 利便性の向上

施設や地域ごとに異なる手続や利用ルールを標準化したうえで、全ての手続をデジタル化し、利用者が時間や場所を選ばず、いつでもどこでも手続ができるようにする。

○ 稼働率の向上

施設の設置目的や区民利用優先といった観点を考慮しながら、多くの方が利用できる仕組みとし、施設の有効活用を図る。

2. システム再構築に伴う主な変更点

(1) システムの機能

○ 対象施設の拡大

現システムでの対象施設（文化施設、スポーツ施設、多目的運動場、学校開放施設等）に加え、区民活動センター、高齢者会館、ふれあいの家、すこやか福祉センター（中部のみ）、産業振興センター、区役所（ナカノバ、1階ミーティングルームのみ）を対象施設とする。なお、システム稼働後、必要に応じて対象施設を拡大する予定。

○ 24時間365日の手続が可能

利用者（団体）登録、利用予約・申込み、使用料支払等の手続を、いつでもどこでも可能とする。

○ 現金以外での支払が可能

オンライン決済、施設窓口でのキャッシュレス決済を可能とする。

○ 各種手続書類の廃止

手続にかかる書類を原則廃止し、利用者の手書き負担を軽減するとともに、ペーパーレス化を進める。

○ ひとつの利用者登録で、同一種別の施設の申込み・利用が可能

例えば、ある地域の区民活動センターの利用者登録をすれば、全ての区民活動センターの利用・申込みが可能となる。

(2) 利用の手続・ルール

○ 利用手続・ルールの標準化

➤ 各施設を規模や性質によってグループ化し、同一グループ内での申込時期や支払期間等を一定程度統一する。

※別添資料「対象施設別の申込時期及び支払期限一覧」参照

➤ 同一種別の施設にもかかわらず、地域間で異なる利用手続・ルール等が存在する場合の、一定程度の標準化を図る。

○ 稼働率を高めるための新たな制度の導入

➤ 「全開放制度」の導入

利用日の属する月の1か月前の5日（区外団体等は15日）からを「全開放期間」と定め、当該期間中はいずれかの施設に利用登録をしている団体等であれば、施設

ごとに定められたひと月の利用件数の上限を超えて申込みが可能となる。

また、いずれの施設にも利用登録をしていない団体等についても、緩和された登録要件による「全開放登録」をすることで、当該期間中に各施設の申込みが可能となる。

➤ 「ペナルティ制度」の導入

使用料等を未払いのまま、利用日直前（施設ごとに設定する期日以降）に自己都合でキャンセルした申込者に対して、ペナルティポイント（1または2点）を付加する。

直近5か月間で累積5点に達した場合、その翌月から1か月間、利用に係る申込みを制限する。

（ペナルティポイント付加による申込停止の例）

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
A団体	1点	1点	1点	1点	1点	申込不可			
B団体	1点	1点	1点	1点		1点	2点	申込不可	
C団体	5点	申込不可	申込不可	申込不可	申込不可	申込不可			

※ペナルティポイントは、付加された月の6か月後に消滅する（ペナルティ発動では消滅しない）。

3. 予約・申込手続きに係る具体的ステップ・スケジュール

※R8年5月利用分に係る利用申請スケジュール（区民活動センター等の場合）

R8年2月

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
優先団体申込期間										抽選①	抽選①結果の確定期間																

R8年3月

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
一般団体申込期間									抽選②	抽選②結果の確定期間														先着申込期間							

R8年4月

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
先着申込期間				全開放期間 （区内団体等のみ）										全開放期間 （区外団体等を含む）															

（用語の意味）

- 一般団体・・・施設ごとに定められた要件を満たし、登録が認められた団体
- 優先団体・・・施設ごとに定められた優先団体としての要件を満たし、登録が認められた団体で、一般団体に先立って優先的に申込みが可能。
- 確定期間・・・抽選により当選した申込みについて、利用者が確定処理をする期間。なお、この期間に確定処理をしないと当選が無効となる。
- 先着申込期間・・・優先団体、一般団体の別を問わず、先着順で申込みが可能となる期間

（別添資料）対象施設別の申込時期及び支払期限一覧

	施設		申込時期				支払期限			
			優先団体抽選申込	一般団体抽選申込	先着申込	全開放期間	抽選申込（優先団体・一般団体）		先着申込・全開放期間	
			○申込期間：１～９日 ○抽選日：１０日 ○確定期間：１１～２４日	○申込期間：１～９日 ○抽選日：１０日 ○確定期間：１１～２４日	○申込開始：２５日～	○申込開始： （区内）５日～ （区外）１５日～	窓口	オンライン	窓口	オンライン
1	文化施設	もみじ山文化センター（大ホール・小ホール） 野方区民ホール なかの芸能小劇場	１２か月前の月	１１か月前の月	１１か月前の月	1 か月前の月	抽選日（１０日）から１４日以内		申込日から１４日以内	
2	総合体育館		6 か月前の月	5 か月前の月	5 か月前の月		抽選日（１０日）から１４日以内		申込日から１４日以内	
	文化施設	もみじ山文化センター （多目的練習室、視聴覚ホール、展示ギャラリー/美術ギャラリー[1階・2階]、リハーサル室、音楽室、学習室[1～4、A、B]、和室、美術工芸室、科学実験室）								
3	文化施設	もみじ山文化センター（音楽練習室A・B）	3 か月前の月	2 か月前の月	2 か月前の月		利用日	利用日の前日	利用日	利用日の前日
	スポーツ・コミュニティプラザ	中部 南部 鷲宮					利用日	利用日の前日	利用日	利用日の前日
	運動施設・運動広場	哲学堂 上高田 妙正寺川公園					利用日	利用日の前日	利用日	利用日の前日
	多目的運動場・多目的運動広場	白鷺せせらぎ公園 本五ふれあい公園 南台いちょう公園					利用日の７日前の日			
		平和の森公園					利用日	利用日の前日	利用日	利用日の前日
	区民活動センター	１５か所、分室４か所					利用日	利用日の前日	利用日	利用日の前日
	※分室は、利用日の７日前の日									
	高齢者会館	１６か所					利用日の７日前の日			
	ふれあいの家	みずの塔 城山					利用日	利用日の前日	利用日	利用日の前日
	すこやか福祉センター	中部					利用日	利用日の前日	利用日	利用日の前日
	産業振興センター						利用日	利用日の前日	利用日	利用日の前日
区役所	（ナカノバ、１階ミーティングルーム）	利用日	利用日の前日	利用日	利用日の前日					
4	学校開放	小学校（校庭） 中学校（校庭・体育館）	１か月前の月	なし	なし	なし	利用日の７日前の日			

※一部、上記の例に当てはまらない施設、室場あり

利用者説明会一覧

	施設		開催日	会場
1	文化施設	もみじ山文化センター（なかのZERO） 野方区民ホール なかの芸能小劇場	【1回目】11月 1日（土） 【2回目】11月 4日（火）	なかのZERO 区役所
	区役所	（ナカノバ、1階ミーティングルーム）		
2	総合体育館		【1回目】11月 8日（土） 【2回目】11月12日（水）	総合体育館 区役所
	スポーツ・コミュニティプラザ	中部 南部 鷺宮		
	運動施設・運動広場	哲学堂 上高田 妙正寺川公園		
	多目的運動場・多目的運動広場	白鷺せせらぎ公園 本五ふれあい公園 南台いちょう公園 平和の森公園		
	学校開放	小学校（校庭） 中学校（校庭・体育館）		
3	区民活動センター	15か所、分室4か所	【第1回】 9月20日（土） 【第2回】 9月24日（水） 【第3回】 9月26日（金） 【第4回】10月 2日（木） ※「ふれあいの家」は、第1回及び第3回のみ	区役所 南中野区民活動センター 江古田区民活動センター 鷺宮区民活動センター
	高齢者会館	16か所		
	ふれあいの家	みずの塔 城山		
4	すこやか福祉センター	中部	11月8日（土）	中部すこやか福祉センター
5	産業振興センター		【第1回】11月1日（土） 【第2回】11月5日（水）	産業振興センター